

○山口県警察女性犯罪被害相談電話の設置及び運用要綱

平成23年3月25日
生 企 第 2 7 6 号
警 県 第 1 3 9 号
警 務 第 3 2 2 号
刑 捜 一 第 1 7 8 号

(趣旨)

第1条 性犯罪、ストーカー行為等及び配偶者からの暴力等に係る事案その他の女性
が被害者となる事案に係る相談に的確に対応するとともに、適切な被害者対策を推
進するための女性犯罪被害相談電話「レディース・サポート110(イチイチマル)」
(以下「相談電話」という。)の設置及び運用について、必要な事項を定めるもの
とする。

(設置)

第2条 生活安全部人身安全・少年課(以下「人身安全・少年課」という。)に相談
電話を設置する。

(使用電話)

第3条 相談電話は、加入電話(083-932-7830)及びフリーダイヤル(0
120-378387)を使用する。

(運用責任者)

第4条 人身安全・少年課に運用責任者を置く。

2 運用責任者は、生活安全部人身安全・少年課長をもって充てる。

3 運用責任者は、相談電話の運用に関する事務を総括する。

(相談の受理)

第5条 相談電話による相談(以下「相談」という。)は、執務時間にあつては原則
として人身安全・少年課の警察官が、執務時間以外の時間にあつては警察本部の総
合当直勤務員が受理するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、性犯罪に関する相談は、執務時間にあつては原則とし
て刑事部捜査第一課の性犯罪を担当する女性警察官が受理するものとする。

(相談の処理)

第6条 相談を受理したときは、相談者及び関係者(以下「相談者等」という。)の
心情に配意し、当該事案の内容に応じ、指導、助言その他適切な処理を行うものと
する。

2 相談を処理したときは、別に定める女性犯罪被害相談カードを作成しなければな
らない。

(相談の引継ぎ)

第7条 受理した相談のうち、他の所属又は関係機関で対応することが適当と認めら

れる事案については、当該事案を担当すべき他の所属又は関係機関に引き継ぐものとする。

- 2 前項の規定により相談に係る事案を引き継ぐときは、相談者等に引継先、連絡方法その他必要な事項を説明するものとする。

(女性犯罪被害相談カードの保管)

第8条 運用責任者は、女性犯罪被害相談カードを適正に保管しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、相談電話の運用について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(性犯罪被害相談電話の設置及び運用について(例規通達)の廃止)

- 2 性犯罪被害相談電話の設置及び運用について(例規通達)(平成9年3月25日付け山口刑捜一第388号ほか)は、廃止する。

附 則 (平成25年12月17日付け山口生企第1221号)

この要綱は、平成26年1月3日から施行する。

附 則 (平成26年3月25日付け山口生企第277号ほか山口県警察ストーカー・配偶者暴力対策本部設置要綱附則3項による改正附則抄)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日付け山口生企第310号山口県警察ストーカー・配偶者暴力対策本部設置要綱の一部を改正する要綱附則3項による改正附則抄)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日付け山口警務第244号山口県警察組織改編に伴う関係例規通達の一部改正について(例規通達)による改正附則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月13日付け山口生人第171号)

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月1日付け山口警務第125号山口県警察の組織改編に伴う関係例規通達の一部改正について(例規通達)による改正附則)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月11日付け山口警務第207号山口県警察本部における総合当直の実施に伴う関係例規通達の一部改正について(例規通達)による改正附則)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式1（第6条、第8条関係）

女性犯罪被害相談カード					追番	年		号	
受理 決裁	本部長	部長	人身安全・少年課、捜査第一課						
			課長	対策官	次長	課長補佐	係長	係員	
件名									
種別	種別1				種別2			種別3	
受理 状況	受理年月日		令和 年 月 日（ 曜） 時 分～ 時 分						
	受理担当者								
	受理方法		来訪（ ） 電話（ ） その他（ ）						
相 談 者	住所連絡先		TEL						
	職業連絡先		TEL						
	氏名等		(歳) 男・女						
関 係 者	住所連絡先		TEL						
	職業連絡先		TEL						
	氏名等		(歳) 男・女 関係～ 身体特徴～						
相談 の 内 容									

相 談 の 内 容 （ 継 続 用 紙 ）

相 談 の 内 容	件 名 ・ 相 談 者	
	受 理 担 当 者	

処理 決 裁	本部長	部 長	人身安全・少年課、捜査第一課					
			課 長	対 策 官	次 長	課長補佐	係 長	係 員
処 理 の 経 緯	処 理 担 当 者							
申 出 事 項	S T ・ D V 等 事 案 (☐ 該 当 ☐ 非 該 当) 身 体 犯 (☐ 該 当 ☐ 非 該 当) 被 害 の 有 無 (☐ 有 ☐ な し ☐ 不 明 ☐ 非 該 当) 被 害 申 告 の 有 無 (☐ 有 ☐ な し (申 出 の み 等) ☐ 非 該 当) 相 談 歴 の 有 無 (☐ 有 (件) ☐ な し)							
処 理 結 果	措 置 年 月 日							
	区 分	解 決	☐ 検 挙 ・ 補 導 ☐ 助 言 ・ 指 導 ☐ 警 告 ・ 説 得 ☐ 他 機 関 教 示 ☐ 手 配 等 措 置 ☐ 他 そ の					
		継 続	☐ 被 害 届 ・ 告 訴 等 受 理 ☐ 警 告 ・ 説 得 ☐ 行 為 者 不 明 ☐ そ の 他					
		引 継						
		参 考 伝 達						
継 続 案 件 処 理 担 当 者		課 (係) 階 級 氏 名						
指 揮 事 項	☐ よ ろ し い ☐							

処 理 の 経 緯 （ 継 続 用 紙 ）

処 理 の 経 緯	件 名 ・ 相 談 者	
	処 理 担 当 者	